

## 調査計画

### 1 調査の名称

労働力調査

### 2 調査の目的

本調査は、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 (■全国 □その他)

(2) 属性的範囲 (■個人 ■世帯 □事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

#### (1) 報告者数

##### ① 労働力調査基礎調査票

約40,000世帯及びその世帯員約110,000人 (母集団の大きさ 約5000万世帯、約1億3000万人)

##### ② 労働力調査特定調査票

約10,000世帯及びその世帯員のうち15歳以上の者約25,000人 (母集団の大きさ 約5000万世帯、約1億1000万人)

(注) 報告者数の考え方については、別添1の(3)のとおり

#### (2) 報告者の選定方法 (□全数 ■無作為抽出 (□全数階層あり) □有意抽出)

##### ① 労働力調査基礎調査票

労働力調査基礎調査票の報告を求める世帯 (以下「報告世帯」という。) は、層化2段抽出法により選定する。具体的には、国勢調査調査区の中から地域別・調査区の特性別に約2,900調査区 (以下「標本調査区」という。) を抽出し、標本調査区内にある世帯の中から1標本調査区当たり16世帯を基本とし、計約40,000世帯を報告世帯として選定する。

なお、標本調査区は2年間固定し、選定した標本調査区では、各年とも、同一の連続する4か月のみ調査を行う。その際には、前半の2か月と後半の2か月で別の報告世帯に報告を求める (すなわち、報告世帯は、2年間にわたり、同じ2か月についてのみ報告を行うことになる。)

また、標本調査区の変更に伴うデータの不連続が大きくなるようにするため、標本調査区は、毎月約8分の1ずつ変更する (詳細は別添1のとおり)。

##### ② 労働力調査特定調査票

前記4(1)①の報告世帯のうち、2年目の2か月目に該当する報告世帯を、労働

力調査特定調査票の報告を求める世帯として選定する。

(3) 報告義務者

後記5(1)①中のアに掲げる事項については調査世帯の世帯員が、後記5(1)①中のイ及び後記5(1)②に掲げる事項については調査世帯の15歳以上の世帯員が、後記5(1)①中のウに掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

① 労働力調査基礎調査票

ア 全ての世帯員に関する事項(15歳未満の世帯員については、1か月目に行う調査においてのみ対象とする。)

- (ア) 男女の別
- (イ) 出生の年月
- (ウ) 世帯主との続き柄

イ 15歳以上の世帯員に関する事項

- (ア) 氏名
- (イ) 配偶の関係
- (ウ) 調査の期日を最終日とする7日間における就業状態
- (エ) 所属の事業所の名称、経営組織及び事業の種類
- (オ) 所属の企業全体の従業者数
- (カ) 仕事の種類
- (キ) 勤めか自営かの別及び勤め先における呼称
- (ク) 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間
- (ケ) 1週間の就業時間及び就業日数
- (コ) 1か月間の就業日数
- (サ) 最近の求職活動の時期
- (シ) 就業の可能性
- (ス) 探している仕事の位置付け(主にする仕事か又はかたわらにする仕事か)
- (セ) 求職の理由

ウ 世帯に関する事項

- (ア) 15歳以上の世帯員の数及び男女、年齢階級別15歳未満の世帯員の数
- (イ) 世帯員の異動状況(2か月目の世帯についてのみ調査を行う。)

② 労働力調査特定調査票(2年目の2か月目の世帯についてのみ調査を行う。)

ア 15歳以上の世帯員に関する事項

- (ア) 氏名
- (イ) 在学、卒業等教育の状況
- (ウ) 仕事からの年間収入

イ 就業者に関する事項

- (ア) 短時間就業及び休業の理由
- (イ) 就業時間増減希望の有無

- (ウ) 現職に就いた時期
- (エ) 今の雇用形態を選んだ理由
- (オ) 転職などの希望の有無
- (カ) 就業時間の増加及び仕事の追加の可否
- (キ) 前職の有無
- ウ 失業者に関する事項
  - (ア) 求職活動の方法
  - (イ) 求職活動の期間
  - (ウ) 探している仕事の形態
  - (エ) 就職できない理由
  - (オ) 前職の有無
- エ 非労働力人口に関する事項
  - (ア) 就業の希望の有無
  - (イ) 非求職の理由
  - (ウ) 希望する又は内定している仕事の形態
  - (エ) 就業の可能性
  - (オ) 前職の有無
- オ 前職のある者に関する事項
  - (ア) 前職の従業上の地位及び雇用形態
  - (イ) 前職の事業の種類
  - (ウ) 前職の仕事の種類
  - (エ) 前職の企業全体の従業者数
  - (オ) 前職をやめた時期
  - (カ) 前職をやめた理由

[集計しない事項の有無 無 有]

・氏名は、内容審査の際の問合せにのみ用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

調査は、毎月末日（ただし、12月は26日）現在によって行う。

就業状態については、毎月の末日に終わる1週間（ただし、12月は20日から26日までの1週間）の状態を調査する。

6 報告を求めるとに用いる方法

(1) 調査系統

総務省－都道府県－指導員－調査員－報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム  
電子メール） 調査員調査 その他（ ）

[調査方法の概要]

## ① 統計調査員

ア 都道府県知事は、統計調査員として指導員及び調査員を置く。

指導員及び調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内にある調査世帯に係る調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

イ 前記アの規定にかかわらず、指導員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、調査員に対する指導、調査票その他関係書類の検査、実施状況検査票の作成及びこれらに附帯する事務を行うものとする。

ウ 前記ア及びイの規定にかかわらず、特別の事情により調査員が前記アの事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

## ② 調査の方法

ア 調査票の配布・取集とも調査員（前記①ウの規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下同じ。）が行う自計調査として行う。

ただし、前記5（1）①中のウに掲げる事項については、調査員が世帯主の報告に基づき、調査票に記入する。

また、災害等に起因し、調査員が訪問することによる調査票の配布・取集が困難な場合は、郵送により調査票を配布・取集することができる。

イ 調査世帯は、調査票について、政府統計共同利用システムにアクセスして回答することができる。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

1回限り     毎月     四半期     1年     2年     3年     5年     不定期  
 その他（            ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：        年）

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査対象月の翌月3日（ただし、12月分に係る調査は12月29日）までに調査票の取集を行う。

## 8 集計事項

次に掲げる事項について集計する（詳細は別添2のとおり）。

- ① 15歳以上人口について、就業・不就業状態に関する事項
- ② 15歳以上人口について、教育及び収入に関する事項
- ③ 15歳以上人口について、前職に関する事項
- ④ 就業者について、現職に就いた時期、産業、従業上の地位・雇用形態、雇用契約期間、従業者階級、職業及び経営組織に関する事項
- ⑤ 就業者について、週間就業時間、週間就業日数及び月間就業日数に関する事項
- ⑥ 就業者について、転職、就業時間増減希望及び就業時間増加の可否に関する事項
- ⑦ 失業者について、就職できない理由、探している仕事及び求職理由に関する事項

- ⑧ 失業者及び非労働力人口について、求職活動の状況に関する事項
- ⑨ 非労働力人口について、新規就業希望に関する事項及び就業の可能性に関する事項
- ⑩ その他就業又は不就業の状態及びこれに附帯する事項

9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表の方法 (  e-Stat  インターネット (e-Stat以外)  印刷物  閲覧 ( ) )
- (2) 公表の期日  
下表のとおり

公表の方法	公表の対象	公表の期日
印刷物 (労働力調査 (速報))	基本集計(全国)について月別、四半期平均、年平均及び年度平均	月別は原則として調査月の翌月末 四半期平均は各四半期の最終月分の速報公表日 年平均は12月分の速報公表日 年度平均は3月分の速報公表日
	基本集計(地域別)について四半期平均及び年平均	四半期平均は原則として四半期の最終調査月の翌月末 年平均は10～12月平均の速報公表日
	詳細集計(全国)について四半期平均及び年平均	四半期平均は四半期の最終調査月の翌々月上中旬 年平均は10～12月平均の速報公表日
印刷物 (労働力調査 年報)	基本集計(全国)について月別、四半期平均及び年平均	調査年の翌年の5月下旬の予定
	基本集計(地域別)について四半期平均及び年平均	
	詳細集計(全国)について四半期平均及び年平均	
e-Stat	基本集計(全国)について月別、四半期平均、年平均及び年度平均	月別は各月分の速報公表日 四半期平均は各四半期分の速報公表日 年平均は各年分の速報公表日 年度平均は各年度分の速報公表日
	基本集計(地域別)について四半期平均及び年平均	四半期平均は各四半期分の速報公表日 年平均は各年分の速報公表日
	詳細集計(全国)について四半期平均及び年平均	四半期平均は各四半期分の速報公表日 年平均は各年分の速報公表日

10 使用する統計基準等

- 使用する →  日本標準産業分類  日本標準職業分類  その他 (季節調整法の適用に当たっての統計基準)
- 使用しない

産業分類及び職業分類は、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づいたものとするが、大分類項目を除く分類項目の一部については、分類項目を細分し、又は分類項目のいずれかを集約して表章に利用する。

ただし、「労働力統計における統計基準適用上の特記事項」（別添3、別添4及び別添5）に掲げる分類項目についてはこの限りではない。

また、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」に準拠し、X-12-ARIMAにより季節調整を行うとともに、季節調整法の運用に関する情報等をホームページで公表する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	1年	総務省統計局長
調査票の内容（氏名を除く。） を記録した電磁的記録	永年	総務省統計局長

12 立入検査等の対象とすることができる事項  
該当なし。

## 標本抽出方法

この調査は、層化2段抽出法による標本調査であり、調査区\*を第1次抽出単位とし、住戸\*\*を第2次抽出単位としている。

\* 国勢調査調査区

\*\* 住宅やその他の建物の各戸で、一つの世帯が居住できるようになっている建物又は建物の一区画

### (1) 調査区の抽出 (第1次抽出)

第1次抽出における調査区の抽出は、各地域\*ごとに全ての調査区を国勢調査の結果等に基づく特性により層に分けて、各地域の各層ごとに、所定の抽出率と所定の抽出起番号を用いて系統抽出法により行う。この系統抽出は、各調査区のウェイト (16 世帯がほぼ1 ウェイトとなるように各調査区に付されている値) に基づく確率比例抽出によって行っている。毎月の標本調査区数は約 2,900 となっている。

ただし、刑務所・拘置所等のある区域\*\* (国勢調査調査区の後置番号が5の調査区)、自衛隊区域\*\* (同6の調査区)、駐留軍区域 (同7の調査区) 及び水面調査区 (同9の調査区) については、抽出を行っていない。

\* 北海道、東北 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県)、南関東 (埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)、北関東・甲信 (茨城県、栃木県、群馬県、山梨県及び長野県)、北陸 (新潟県、富山県、石川県及び福井県)、東海 (岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県)、近畿 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県)、中国 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県)、四国 (徳島県、香川県、愛媛県及び高知県) 及び九州・沖縄 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県) の 10 地域。ただし、層化及び抽出は沖縄県を独立の1地域とした11地域別に行う。

\*\* 刑務所・拘置所等のある区域及び自衛隊区域については、それぞれ法務省、防衛省からそれら施設内の居住者数の資料を得て集計に加えている。具体的には、刑務所・拘置所等の矯正施設収容者を非労働力人口に、自衛官の営舎内居住者を就業者それぞれ加えている。

ただし、詳細集計では、特定調査票の調査項目を両省資料から集計するのは困難であることから、これらについて集計対象とはしていない。

### (2) 住戸の抽出 (第2次抽出)

第2次抽出における住戸の抽出は、第1次抽出で抽出された調査区 (以下「標本調査区」という。) にある全ての住戸のうちから、1調査区当たりほぼ16となるように所定の抽出率 (ウェイトの逆数に等しい。) 及び抽出起番号を用いて系統 (等間隔) 抽出により行う。抽出された住戸に居住する全ての世帯 (合計約4万世帯) が調査対象となる。

ア 月次結果や年平均結果の精度と、月々及び年間の変化を見る場合の精度とを考慮し、一つの標本調査区は4か月間調査を行い、前半 (2か月間) と後半 (2か月間) とで調査区内の調査世帯 (第2次抽出で抽出された住戸に居住する世帯) を替えている。

イ 前年の結果との比較の精度を高めるため、標本調査区として選定された調査区は、翌年の同月に再び調査を行う\*。

すなわち、毎月の全標本調査区のうち、半数はその年に新たに調査を行う調査区 (したがって、翌年同月に再び調査を行う調査区。以下「1年目調査区」という。) となり、残り半数は前年同月に調査を行った調査区 (以下「2年目調査区」という。) となるようにしている。

\* 各標本調査区について、翌年までに無くなった住戸に居住していた調査世帯は調査から除かれる。

一方、新設された住戸は名簿に追加され、その名簿から住戸が追加抽出されそこに居住する世帯が調査世帯に追加される。

ウ 以上の標本交替を行うため及び推定値の標本誤差の算出のため、標本調査区は、調査開始月 (A、B、C又はDで表す。) 及び1年目調査区か2年目調査区か (それぞれ1又は2で表す。) により区分され次のような8組の副標本で構成されている。なお、各副標本は、それぞれ同等な全国の無作為標本となるように設計されている。

8組の副標本

A 1 …… 1月、5月又は9月に調査開始の1年目調査区

A 2 …… 1月、5月又は9月に調査開始の2年目調査区

B 1 …… 2月、6月又は10月に調査開始の1年目調査区

B 2 …… 2月、6月又は10月に調査開始の2年目調査区

C 1 …… 3月、7月又は11月に調査開始の1年目調査区

C 2 …… 3月、7月又は11月に調査開始の2年目調査区

D 1…………4月、8月又は12月に調査開始の1年目調査区

D 2…………4月、8月又は12月に調査開始の2年目調査区

このように、副標本8組のうち、4組は1年目調査区で、残り4組は2年目調査区となる。

この結果、いずれの月においても、これらの副標本のうち、2組（すなわち標本調査区の数にすると1/4）について標本調査区の交替が行われ、他の2組について同一調査区の中で調査世帯の交替が行われる。したがって、標本調査区が交替する組と標本調査区の中の調査世帯が交替する組とを合わせると、毎月1/2の調査世帯が更新されることになる。

なお、特定調査票の調査世帯は2年目2か月目に当たる2組のもの（A 2及びC 2の組又はB 2及びD 2の組）である\*。

\* 詳細集計の調査規模は基本集計の約4分の1となっている。

### (3) 調査計画上の報告者数の考え方（参考）

本調査では、前記（2）ウのとおり、毎月1/2の調査世帯が更新されるとともに、各標本調査区における報告者数は、調査区ごとに選定された世帯の状況によって異なる。

このような本調査の特殊性を踏まえ、本調査の調査計画における「報告者数」は、世帯員約110,000人（15歳以上の世帯員約100,000人）の情報を得るために必要と考えられる世帯数について、選定した世帯が全て2人以上の世帯であると仮定した場合の世帯数（換算世帯数、約40,000世帯）とすることにより、安定的な記載としている。

## 労働力調査における集計事項一覧

[基本集計(全国)について月別, 四半期平均, 年平均及び年度平均]

- ・就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模・求職理由別 15 歳以上人口
- ・就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模・世帯の種類・世帯の家族類型・求職理由, 年齢階級別 15 歳以上人口
- ・就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模, 世帯の種類, 世帯主との続き柄・年齢階級別 15 歳以上人口
- ・就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模, 配偶関係, 年齢階級別 15 歳以上人口
- ・就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模, 世帯の種類別 15 歳以上人口
- ・前月及び今月の就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 従業者規模, 雇用形態, 年齢階級別 15 歳以上人口
- ・前月及び今月の就業状態, 産業, 年齢階級別 15 歳以上人口
- ・産業, 従業上の地位, 従業者規模, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間別就業者数
- ・年齢階級, 産業別就業者数・雇用者数
- ・産業, 従業上の地位, 雇用形態, 雇用契約期間, 年齢階級, 週間就業時間別就業者数
- ・世帯の種類, 世帯主との続き柄・年齢階級・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模・産業・職業, 就業時間・日数別就業者数
- ・産業, 職業別就業者数・就業時間・日数
- ・職業, 従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間別就業者数
- ・産業, 経営組織別雇用者数
- ・世帯の種類, 世帯主との続き柄・配偶関係・年齢階級・従業者規模・産業・職業・週間就業時間, 従業上の地位, 雇用形態・雇用契約期間別役員を除く雇用者数
- ・世帯の種類, 世帯主との続き柄, 探している仕事の主従, 年齢階級別失業者数(※)
- ・探している仕事の主従, 求職理由, 年齢階級別失業者数(※)
- ・探している仕事の主従, 求職理由, 世帯の種類, 世帯主との続き柄, 年齢階級別失業者数(※)
- ・世帯主の年齢階級, 世帯の種類・世帯の家族類型別世帯数
- ・世帯主の産業・世帯主の職業・世帯人員・15 歳以上世帯人員・就業人員, 世帯の種類別世帯数
- ・夫の就業状態, 妻の就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間, 月間就業時間, 世帯の家族類型別夫婦のいる世帯数
- ・夫の就業状態, 妻の年齢階級, 妻の就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間, 月間就業時間, 世帯の家族類型別夫婦のいる世帯数
- ・世帯主の年齢階級, 世帯主の就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間別単身世帯数・母子世帯数・高齢者世帯数
- ・世帯特性・世帯主及び配偶者の年齢階級別親族世帯数

[基本集計(全国)について年平均]

- ・年齢階級, 職業別就業者数
- ・就業状態, 農林業・非農林業, 年齢階級, 世帯の種類別人口
- ・世帯の種類, 世帯主との続き柄, 年齢階級, 従業上の地位, 雇用形態, 雇用契約期間, 従業者規模, 産業, 職業別年間平均就業日数・時間
- ・産業, 職業別年間就業時間

[基本集計(地域)について四半期平均及び年平均]

- ・年齢階級, 就業状態・配偶関係・従業上の地位・雇用形態・産業・求職理由別 15 歳以上人口
- ・年齢階級, 職業・週間就業時間・月間就業日数・月間就業時間・従業者規模別就業者数

※ 前年同月比較及び季節調整値による前月比較が可能となるまで、これまでの完全失業者についての結果を公表する。

[詳細集計(全国)について四半期平均及び年平均]

- ・就業状態・新規就業者・転職者・現職の雇用形態についている理由・求職理由・前職の離職理由・失業期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・非求職理由, 年齢階級, 世帯の種類別 15 歳以上人口
- ・就業状態・年齢階級・農林業・非農林業・就業希望の有無, 配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育別 15 歳以上人口
- ・就業状態・従業上の地位・雇用形態・農林業・非農林業・求職理由・前職の離職理由・探している仕事の形態・就業希望の有無・非求職理由, 年齢階級・教育, 世帯主との続き柄別 15 歳以上人口
- ・前職の産業・前職の職業, 前職の離職時期, 前職の離職理由, 就業状態別 15 歳以上人口
- ・年齢階級・教育, 配偶関係, 就業状態・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・希望している仕事の形態別 15 歳以上人口
- ・産業・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・職業, 年齢階級・配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育・従業者規模別就業者数
- ・世帯の種類・世帯主との続き柄・年齢階級・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・産業・職業・週間就業時間, 就業状態・前職の有無・前職の離職時期・前職の離職理由別就業者数
- ・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の職業・前職の離職理由・年齢階級, 離職期間別転職者数
- ・年齢階級・前職の有無, 従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・産業別就業者数
- ・週間就業時間, 転職等希望の有無・仕事からの収入・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模・就業時間増減希望の有無・就業時間増加の可否別就業者数
- ・仕事からの収入・年齢階級・配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄, 週間就業時間・短時間就業の理由・就業時間増減希望の有無別就業者数
- ・世帯の種類・世帯主との続き柄・年齢階級・現職の従業上の地位・現職の雇用形態・現職の雇用契約期間・現職の従業者規模, 前職の離職時期・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・離職期間別就業者数
- ・世帯の種類・世帯主との続き柄・年齢階級・現職の産業・現職の職業, 前職の離職時期・前職の産業・前職の職業・離職期間別就業者数
- ・仕事からの収入・産業・職業, 従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・週間就業時間・月間就業時間別役員を除く雇用者数
- ・週間就業時間・世帯の種類・世帯主との続き柄・年齢階級, 産業・職業・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模別就業者数
- ・年齢階級・配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄・従業上の地位・産業・職業, 転職等希望の有無別短時間就業者数
- ・仕事からの収入, 年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・教育別就業者数
- ・世帯の種類・世帯主との続き柄・配偶関係・年齢階級・教育・仕事からの収入・週間就業時間・短時間就業の理由・就業時間増減希望の有無・転職等希望の有無・従業上の地位・従業者規模・産業・職業, 雇用形態・雇用契約期間, 現職の雇用形態についている理由・前職の有無別非正規の職員・従業員数
- ・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の産業・前職の職業・前職の離職理由, 現職の雇用形態, 現職の雇用形態についている理由・前職の離職時期別非正規の職員・従業員数
- ・年齢階級・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・産業・職業, 教育別転職等希望の就業者数
- ・農林業・非農林業, 従業上の地位, 雇用形態, 雇用契約期間, 従業者規模, 年齢階級, 週間就業時間別転職等希望者数
- ・年齢階級, 教育, 仕事からの収入(年間), 雇用形態, 雇用契約期間, 従業上の地位, 産業, 職業, 在職期間別就業者数
- ・求職方法, 求職理由・仕事につけない理由・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・失業期間別失業者数
- ・年齢階級・世帯の種類・探している仕事の形態・求職理由・仕事につけない理由, 失業期間別失業者数
- ・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・探している仕事の形態・求職理由・前職の離職時期・前職の離職理由・仕事につけない理由, 失業期間・探している仕事の主従別失業者数
- ・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育・年齢階級・失業期間, 前職の産業, 前職の職業, 求職理由・前職の離職理由・仕事につけない理由別失業者数
- ・年齢階級・世帯の種類・教育・配偶関係・求職方法・失業期間, 探している仕事の形態別失業者数
- ・求職理由・前職の離職理由・仕事につけない理由・前職の有無・前職の産業・前職の職業, 探している仕事の形態別失業者数
- ・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・配偶関係・主な求職方法・失業期間, 教育別失業者数
- ・年齢階級・配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄, 前職の離職時期・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職

の従業者規模・前職の産業・前職の職業別失業者数

- ・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の離職理由・前職の産業・前職の職業, 失業期間・求職方法・年齢階級別離職した失業者数
- ・前職の離職時期・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の産業・前職の職業, 前職の離職理由・年齢階級別離職した失業者数
- ・年齢階級・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の産業・前職の職業, 教育別失業者
- ・年齢階級・求職理由, 前職の離職理由・教育別前職のある失業者数
- ・前職の有無・就業希望の有無・就業可能時期, 年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育・希望している仕事の形態別非労働力人口
- ・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育, 就業希望の有無・希望している仕事の形態別非労働力人口
- ・求職活動の有無及び時期・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育, 前職の有無・非求職理由別就業希望の非労働力人口
- ・前職の有無・前職の離職時期・前職の離職理由・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の産業・前職の職業, 年齢階級・求職活動の有無及び時期・就業可能時期別就業希望の非労働力人口
- ・希望している仕事の形態・非求職理由, 求職活動の有無及び時期・就業可能時期別就業希望の非労働力人口
- ・前職の離職時期・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の産業・前職の職業, 前職の離職理由・年齢階級別前職のある非労働力人口
- ・年齢階級・希望している仕事の形態, 教育別非労働力人口
- ・妻の年齢階級, 妻の就業状態・夫の就業状態・農林業・非農林業・従業上の地位・週間就業時間・就業希望の有無・仕事からの収入(年間)・夫の求職理由, 世帯の家族類型・子供の数・末子の年齢階級別夫婦のいる世帯数
- ・世帯主の年齢階級, 就業状態・農林業・非農林業・従業上の地位・週間就業時間別母子世帯数及び高齢者世帯数
- ・就業状態・従業上の地位・雇用形態・新規就業者・転職者・求職理由・前職の離職理由・失業期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・非求職理由, 年齢階級別単身者数

[詳細集計(全国)について年平均]

- ・年齢階級, 就業状態・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・希望している仕事の形態別 15 歳以上人口

## 別添3

### 労働力調査における統計基準適用上の特記事項

労働力調査の産業分類については、以下の分類項目を除き、日本標準産業分類（別添4）に基づくものとする。職業分類については、日本標準職業分類（別添5）に基づくものとする。

#### <産業分類>

##### ○日本標準産業分類による表章を行わない分類項目

1. 日本標準産業分類には「非農林業」の項目はないが、労働力調査では「非農林業」を表章する。

[理由] 雇用・失業の情勢をみる際には、全産業や個々の産業の動きをみているが、「農業、林業」は、自営業主が多いことや景気に大きく影響を受けないことから、全体的な雇用情勢をよりの確に把握するための一つの指標として、「非農林業」の結果表章が必要である。

2. 「I 卸売業、小売業 61 無店舗小売業」については、当分の間結果表章せず、有店舗・無店舗にかかわらず販売品によりそれぞれの小売業に分類する。

[理由] 労働力調査において、「無店舗小売業」を表章するためには、無店舗小売業を正確に把握できるよう、基礎調査票の調査項目を増設するなどの措置が必要になるが、時系列把握が最重視される労働力調査において、説明困難な断層を発生させるおそれがある。そのため、就業者数などの重要指標への影響を検証した上でないと、本調査への適用は困難である。さらに、調査項目の増設は、記入者負担の増大を招くことにも留意することが必要である。

労働力調査に使用する産業分類表

第14回改定公示分類表(令和8年1月1日から適用)

日本標準産業分類	
農業、林業	
農業	
林業	
漁業	
漁業(水産養殖業を除く)	
水産養殖業	
鉱業、採石業、砂利採取業	
鉱業、採石業、砂利採取業	
建設業	
総合工事業	
職別工事業(設備工事業を除く)	
設備工事業	
製造業	
食料品製造業	
飲料・たばこ・飼料製造業	
繊維工業	
木材・木製品製造業(家具を除く)	
家具・装備品製造業	
パルプ・紙・紙加工品製造業	
印刷・同関連業	
化学工業	
石油製品・石炭製品製造業	
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	
ゴム製品製造業	
なめし革・同製品・毛皮製造業	
窯業・土石製品製造業	
鉄鋼業	
非鉄金属製造業	
金属製品製造業	
はん用機械器具製造業	
生産用機械器具製造業	
業務用機械器具製造業	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	
電気機械器具製造業	
情報通信機械器具製造業	
輸送用機械器具製造業	
その他の製造業	
電気・ガス・熱供給・水道業	
電気業	
ガス業	
熱供給業	
水道業	
情報通信業	
通信業	
放送業	
情報サービス業	
インターネット附属サービス業	
映像・音声・文字情報制作業	
運輸業、郵便業	
鉄道業	
道路旅客運送業	
道路貨物運送業	
水運業	
航空運輸業	
倉庫業	
運輸に附帯するサービス業	
郵便業(信書便事業を含む)	
卸売業、小売業	
各種商品卸売業	
繊維・衣服等卸売業	
飲食物品卸売業	
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	
機械器具卸売業	
その他の卸売業	
各種商品小売業	
織物・衣服・身の回り品小売業	
飲食物品小売業	
機械器具小売業	
その他小売業	
無店舗小売業	
金融業、保険業	
銀行業	
協同組織金融業	
貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	
金融商品取引業、商品先物取引業	
補助的金融業等	
保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	
不動産業、物品賃貸業	
不動産取引業	
不動産賃貸業・管理業	
物品賃貸業	
学術研究、専門・技術サービス業	
学術・開発研究機関	
専門サービス業(他に分類されないもの)	
広告業	
技術サービス業(他に分類されないもの)	
宿泊業、飲食サービス業	
宿泊業	
飲食店	
持ち帰り・配達飲食サービス業	
生活関連サービス業、娯楽業	
洗濯・理容・美容・浴場業	
その他の生活関連サービス業	
娯楽業	
教育、学習支援業	
学校教育	
その他の教育、学習支援業	
医療、福祉	
医療業	
保健衛生	
社会保険・社会福祉・介護事業	
複合サービス事業	
郵便局	
協同組合(他に分類されないもの)	
サービス業(他に分類されないもの)	
廃棄物処理業	
自動車整備業	
機械等修理業(別掲を除く)	
職業紹介・労働者派遣業	
その他の事業サービス業	
政治・経済・文化団体	
宗教	
その他のサービス業	
外国公務	
公務(他に分類されるものを除く)	
国家公務	
地方公務	
分類不能の産業	
分類不能の産業	

結果表章に使用する分類表

労働力調査	基本集計					詳細集計	
	1	2	3	4	5	1	2
農業、林業	○	○	○	○		○	○
農業	○						
林業	○						
非農林業	○	○	○	○	○	○	○
漁業	○			○			○
漁業(水産養殖業を除く)	○						
水産養殖業	○						
鉱業、採石業、砂利採取業	○			○			○
建設業	○			○			○
製造業	○	○		○			○
食料品製造業	○						
飲料・たばこ・飼料製造業	○						
繊維工業	○						
木材・木製品製造業(家具を除く)	○						
家具・装備品製造業	○						
パルプ・紙・紙加工品製造業	○						
印刷・同関連業	○						
化学工業	○						
石油製品・石炭製品製造業	○						
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	○						
ゴム製品製造業	○						
なめし革・同製品・毛皮製造業	○						
窯業・土石製品製造業	○						
鉄鋼業	○						
非鉄金属製造業	○						
金属製品製造業	○						
はん用機械器具製造業	○						
生産用機械器具製造業	○						
業務用機械器具製造業	○						
電子部品・デバイス・電子回路製造業	○						
電気機械器具製造業	○						
情報通信機械器具製造業	○						
輸送用機械器具製造業	○						
その他の製造業	○						
電気・ガス・熱供給・水道業	○			○			○
情報通信業	○			○			○
通信業	○						
放送業	○						
情報サービス業	○						
インターネット附属サービス業	○						
映像・音声・文字情報制作業	○						
運輸業、郵便業	○			○			○
鉄道業	○						
道路旅客運送業	○						
道路貨物運送業	○						
水運業	○						
航空運輸業	○						
倉庫業	○						
運輸に附帯するサービス業	○						
郵便業(信書便事業を含む)	○						
卸売業、小売業	○			○			○
卸売業	○						
各種商品小売業	○						
織物・衣服・身の回り品小売業	○						
飲食物品小売業	○						
機械器具小売業	○						
その他小売業	○						
金融業、保険業	○			○			○
不動産業、物品賃貸業	○			○			○
不動産業	○						
物品賃貸業	○						
学術研究、専門・技術サービス業	○			○			○
学術・開発研究機関	○						
専門サービス業(他に分類されないもの)	○						
広告業	○						
技術サービス業(他に分類されないもの)	○						
宿泊業、飲食サービス業	○			○			○
宿泊業	○						
飲食店	○						
持ち帰り・配達飲食サービス業	○						
生活関連サービス業、娯楽業	○			○			○
洗濯・理容・美容・浴場業	○						
その他の生活関連サービス業	○						
娯楽業	○						
教育、学習支援業	○			○			○
学校教育	○						
その他の教育、学習支援業	○						
医療、福祉	○			○			○
医療業	○						
保健衛生	○						
社会保険・社会福祉・介護事業	○						
複合サービス事業	○			○			○
郵便局	○						
協同組合(他に分類されないもの)	○						
サービス業(他に分類されないもの)	○			○			○
廃棄物処理業	○						
自動車整備業	○						
機械等修理業(別掲を除く)	○						
職業紹介・労働者派遣業	○						
その他の事業サービス業	○						
政治・経済・文化団体	○						
宗教	○						
その他のサービス業	○						
外国公務	○						
公務(他に分類されるものを除く)	○			○			○
国家公務	○						
地方公務	○						
分類不能の産業	○			○			○
分類不能の産業	○						

※ 非農林業は大分類「農業」及び「林業」以外の大分類を集約している。

労働力調査に使用する職業分類表

第5回改定公示分類表(平成22年4月1日から適用)

日本標準職業分類 ※項目名左側の数字は中分類符号	
管理的職業従事者	
01	管理的公務員
02	法人・団体役員
03	法人・団体管理職員
04	その他の管理的職業従事者
専門的・技術的職業従事者	
05	研究者
06	農林水産技術者
07	製造技術者(開発)
08	製造技術者(開発を除く)
09	建築・土木・測量技術者
10	情報処理・通信技術者
11	その他の技術者
12	医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師
13	保健師, 助産師, 看護師
14	医療技術者
15	その他の保健医療従事者
16	社会福祉専門職業従事者
17	法務従事者
18	経営・金融・保険専門職業従事者
19	教員
20	宗教家
21	著述家, 記者, 編集者
22	美術家, デザイナー, 写真家, 映像撮影者
23	音楽家, 舞台芸術家
24	その他の専門的職業従事者
事務従事者	
25	一般事務従事者
26	会計事務従事者
27	生産関連事務従事者
28	営業・販売事務従事者
29	外勤事務従事者
30	運輸・郵便事務従事者
31	事務用機器操作員
販売従事者	
32	商品販売従事者
33	販売類似職業従事者
34	営業職業従事者
サービス職業従事者	
35	家庭生活支援サービス職業従事者
36	介護サービス職業従事者
37	保健医療サービス職業従事者
38	生活衛生サービス職業従事者
39	飲食物調理従事者
40	接客・給仕職業従事者
41	居住施設・ビル等管理人
42	その他のサービス職業従事者
保安職業従事者	
43	自衛官
44	司法警察職員
45	その他の保安職業従事者
農林漁業従事者	
46	農業従事者
47	林業従事者
48	漁業従事者
生産工程従事者	
49	生産設備制御・監視従事者(金属製品)
50	生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)
51	機械組立設備制御・監視従事者
52	製品製造・加工処理従事者(金属製品)
53	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)
54	機械組立従事者
55	機械整備・修理従事者
56	製品検査従事者(金属製品)
57	製品検査従事者(金属製品を除く)
58	機械検査従事者
59	生産関連・生産類似作業従事者
輸送・機械運転従事者	
60	鉄道運転従事者
61	自動車運転従事者
62	船舶・航空機運転従事者
63	その他の輸送従事者
64	定置・建設機械運転従事者
建設・採掘従事者	
65	建設躯体工事従事者
66	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)
67	電気工事従事者
68	土木作業従事者
69	採掘従事者
運搬・清掃・包装等従事者	
70	運搬従事者
71	清掃従事者
72	包装従事者
73	その他の運搬・清掃・包装等従事者
99	分類不能の職業

結果表章に使用する分類表

(平成21年12月改定公示分類表を基本とするもの)

労働力調査 ※( )内の数字は日本標準職業分類の中分類符号	基本集計		詳細集計
	1	2	
管理的職業従事者	○	○	○
専門的・技術的職業従事者	○	○	○
技術者(06~11)	○		
保健医療従事者(12~15)	○		
教員 その他の専門的・技術的職業従事者 (05, 16~18, 20~24)	○		
事務従事者	○	○	○
一般事務従事者	○		
会計事務従事者	○		
その他の事務従事者(27~31)	○		
販売従事者	○	○	○
商品販売従事者	○		
販売類似職業従事者	○		
営業職業従事者	○		
サービス職業従事者	○	○	○
介護サービス職業従事者	○		
生活衛生サービス職業従事者	○		
飲食物調理従事者	○		
接客・給仕職業従事者	○		
その他のサービス職業従事者(35, 37, 41, 42)	○		
保安職業従事者	○	○	○
農林漁業従事者	○	○	○
生産工程従事者	○	○	○
製品製造・加工処理従事者(金属製品)(49, 52)	○		
製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)(50, 53)	○		
機械組立従事者(51, 54)	○		
機械整備・修理従事者	○		
製品検査従事者(56, 57)	○		
機械検査従事者	○		
生産関連・生産類似作業従事者	○		
輸送・機械運転従事者	○	○	○
建設・採掘従事者	○	○	○
運搬・清掃・包装等従事者	○	○	○
分類不能の職業	○	○	○

## 推定方法、目標精度

### 1. 結果の推定方法について

毎月の全国結果（基本集計）は、男女、年齢5歳階級及び地域別に、国勢調査に基づく推計人口をベンチマーク人口とする比推定によって算出している。

四半期平均、年平均等の平均結果は、該当する期間の月次結果を単純平均して算出している。

詳細は下記URLの「2 結果の推定方法」を参照のこと。

URL: <https://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/10.pdf>

### 2. 目標精度について

毎月の全国結果（基本集計）の標準誤差率が、推定値の大きさ5000万人の場合で概ね0.6%、100万人の場合で概ね4%に収まるように設定している。